

千葉市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年11月21日

千葉市監査委員	清 水 謙 司
同	宮 原 清 貴
同	川 合 隆 史
同	宇留間 又衛門

29千総業第202号  
平成29年11月17日

千葉市監査委員 清 水 謙 司 様  
同 宮 原 清 貴 様  
同 川 合 隆 史 様  
同 宇 留 間 又 衛 門 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置																					
<p>③ 廃止状態にある施設に対する火災保険の付保について【廃棄物施設課】（報告書 P120）</p> <p>「公有財産のうち火災保険その他適当と認める保険契約を締結する必要があるもの（公有財産規則第18条）」については、当該財産の保険契約を締結し、保全に努める必要がある。旧衛生センター建物及び現在の衛生センター遊休設備については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済の対象として、保険の対象に含まれている。また、損害共済での評価額はいずれも再調達価額としている。なお、遊休資産の付保の状況（全て合計値）は、次の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="156 1182 810 1615"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>旧衛生センター</th> <th>現衛生センター 遊休設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>床面積 (㎡)</td> <td>3,022</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>共済責任額 (万円)</td> <td>27,268</td> <td>80,482</td> </tr> <tr> <td>実損割合 (%)</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>建築価額 (万円)</td> <td>16,586</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>再調達価額 (万円)</td> <td>49,323</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>年間支払保険料 (円)</td> <td>11,341</td> <td>59,877</td> </tr> </tbody> </table> <p>損害共済での評価額を再調達価額とする理由は、施設に損害が発生した場合に新しく建て直すこと等を目的としているものと考えられる。旧衛生センター建物・設備及び現在の衛生センター遊休設備については、事実上の用途の廃止の状況により、将来の利用可能性が極めて低い施設であることに鑑みると、施設及び設備に損害が発生した場合でも、改めて建て直したりすることを想定していないものと考えられる。したがって、廃止状態にある施設に</p>	区分	旧衛生センター	現衛生センター 遊休設備	床面積 (㎡)	3,022	—	共済責任額 (万円)	27,268	80,482	実損割合 (%)	30	30	建築価額 (万円)	16,586	—	再調達価額 (万円)	49,323	—	年間支払保険料 (円)	11,341	59,877	<p>旧衛生センター建物及び現衛生センターの遊休処理設備（一次処理設備・二次処理設備・高度処理設備・汚泥設備）については、施設に損害が発生した場合でも、新たに建て直すなどの保全措置を要するものでないことから、平成28年10月31日に建物総合損害共済保険の対象から除外した。</p> <p>なお、配管設備、電気設備、計装設備のうち遊休処理設備に付随し遊休となっている部分を保険対象から除外し、保険料を減額するための再評価を行うことについては、施設内をめぐる配管配線など口径、材質、敷設方法が多岐にわたるものに対し、各々に稼働中、遊休中と区別した資料を作成するための詳細な調査が必要となることから、費用対効果を考慮し、再評価は実施しないこととした。</p>
区分	旧衛生センター	現衛生センター 遊休設備																				
床面積 (㎡)	3,022	—																				
共済責任額 (万円)	27,268	80,482																				
実損割合 (%)	30	30																				
建築価額 (万円)	16,586	—																				
再調達価額 (万円)	49,323	—																				
年間支払保険料 (円)	11,341	59,877																				

については、損害共済の対象から除くことを検討されたい。

ただし、配管設備、電気工事、計装工事については、遊休処理設備に付随して遊休となっているものが含まれているため、設備全体に対する遊休処理設備の共済責任額割合だけ、配管設備、電気工事、計装工事の共済責任額を減額するなどにより再評価することを検討されたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）						講じた措置																																													
<p>⑤ 水質分析用の薬品管理について【廃棄物施設課】（報告書 P122）</p> <p>衛生センターでは、週に一度、南部浄化センターへ報告するために圧送水の水質分析を行っている。水質分析のためには多種多様な薬品が必要であり、下記のように毒物・劇物も保管・管理している。</p> <p>【薬品管理状況（毒物、劇物のみ）7月27日～8月27日】 （単位：ml）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">薬品名</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">質量</th> <th rowspan="2">前月棚卸時容器込み重量</th> <th rowspan="2">今月棚卸時容器込み重量</th> <th colspan="2">差し引き表</th> </tr> <tr> <th>月日 使用量</th> <th>月日 使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>硫酸</td> <td>劇物</td> <td>500</td> <td>1,151.60</td> <td>1,004.40</td> <td>8/26 147.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硝酸銀</td> <td>劇物</td> <td>500</td> <td>884.3</td> <td>844.3</td> <td>8/26 40.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>萘酸ナトリウム溶液</td> <td>劇物</td> <td>500</td> <td>547.19</td> <td>547.19</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>萘酸ナトリウム</td> <td>劇物</td> <td>500</td> <td>215.0</td> <td>215.0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アジ化ナトリウム</td> <td>毒物</td> <td>25</td> <td>101.07</td> <td>101.07</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						薬品名	区分	質量	前月棚卸時容器込み重量	今月棚卸時容器込み重量	差し引き表		月日 使用量	月日 使用量	硫酸	劇物	500	1,151.60	1,004.40	8/26 147.2		硝酸銀	劇物	500	884.3	844.3	8/26 40.0		萘酸ナトリウム溶液	劇物	500	547.19	547.19			萘酸ナトリウム	劇物	500	215.0	215.0			アジ化ナトリウム	毒物	25	101.07	101.07			<p>平成28年2月に薬品管理簿の様式を変更し、容器込薬品重量をグラム単位の重量で記載するよう統一し、前回確認時の容器込薬品重量を差し引くことで、明確に薬品の使用量と残量が把握できるよう改善した。適宜様式の見直しを行っており、平成29年4月にはより明確に薬品の使用量及び残量を把握できるよう、受入重量と払出重量を分けて記載するよう見直すなど薬品管理簿の様式を再度変更した。</p> <p>また、平成28年4月以降、衛生センター管理委託業者から廃棄物施設課への月例報告（前月の実勢報告）の際に、薬品管理簿の提出により薬品の使用状況の報告を求めるとともに、廃棄物施設課において使用量の傾向を前月と比較し、著しい増減が認められた場合には、衛生センター管理委託業者から使用状況及び使用理由の聞き取りを行うこととしている。</p>	
薬品名	区分	質量	前月棚卸時容器込み重量	今月棚卸時容器込み重量	差し引き表																																														
					月日 使用量	月日 使用量																																													
硫酸	劇物	500	1,151.60	1,004.40	8/26 147.2																																														
硝酸銀	劇物	500	884.3	844.3	8/26 40.0																																														
萘酸ナトリウム溶液	劇物	500	547.19	547.19																																															
萘酸ナトリウム	劇物	500	215.0	215.0																																															
アジ化ナトリウム	毒物	25	101.07	101.07																																															
<p>※ 表を一部抜粋</p> <p>上記の毒物・劇物の記載された薬品管理資料を閲覧した結果、次のような問題点を指摘することができる。</p>																																																			

i 質量および容器込み重量について、単位が記載されていない。

ii 質量には容器に入る量 (ml) を記載しているが、実際の計測は容器も含めた重量のみ記載されており、薬品の残量が不明確である。

iii 平成 27 年 7 月 27 日までの管理では、容器の本数によって管理しており、薬品の残量が不明確であった。これにより、容器内の量が減少していたとしても、把握できない状況にあった。

iv 使用量の欄に、手書きで容器込みの重量や容器の本数が記載されており、使用量の欄がその目的に応じて使われていない (上記表には記載していない)。

v 記載の一部に計算誤りがあった (上記表では修正済み)。

毒物及び劇物を業務上取り扱うものは、毒物または劇物が盗難にあい、または紛失することを防ぐのに必要な措置を講じる必要がある (毒物及び劇物取締法第 11 条、第 22 条第 5 項)。しかし、衛生センターでの管理状況では、仮に容器内の毒物及び劇物が抜き取られていたとしてもすぐには判別できない状況にある。そのため、使用の都度、その前後に計測および記録を行い、継続的に使用量と残存量を把握するなど、その他薬品も含めて薬品管理を徹底するよう、廃棄物施設課としては業務委託の実施内容をモニタリングし、業務委託契約上の指導を徹底されたい。

## 平成27年度包括外部監査

### 監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

#### に係る事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### II 廃棄物対策に係る監査結果について

##### II - 4. 廃棄物指導業務について

#### 2. 清掃工場における搬入不適物検査の結果とそれに基づく指導について

##### (3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②清掃工場への産業廃棄物の自己搬入について 【廃棄物施設課、産業廃棄物指導課、収集業務課】（報告書 P180）</p> <p>事業系廃棄物収集許可業者と契約をしなくても、各清掃工場への自己搬入は可能である。ごみの排出抑制の実効性と公平性を確保するためには、収集許可業者が搬入するものだけでなく、自己搬入によるものも、搬入物に処理不適物が含まれていないかについて、検査を実施している。</p> <p>しかし、新港清掃工場の自己搬入物のリストの中には、産業廃棄物（ブリーダーからの犬の糞）が2,490kg含まれていた。新港清掃工場の回答によると、ブリーダーが輩出する犬の糞は事業系一般廃棄物であると解して、受け入れていたということであった。産業廃棄物指導課及び収集業務課は、犬の糞については産業廃棄物として分類している。</p> <p>このような見解に基づき、新港清掃工場では、ブリーダーによる犬の糞は産業廃棄物であるとして搬入を断り、適正処理方法を提示すべきであった。しかし、新港清掃工場の見解が異なっていたことにより、適切な対応を取ることができなかった。</p> <p>他方で、収集業務課事業系廃棄物班は、廃棄物施設課施設維持班から自己搬入物のリストを入手するような実務を行っていないため、今回の違反事例は収集業務課の所管ではないが、仮に事業系廃棄物の搬入に不適正な搬入物等が認められるような場合には、事業者指導を効果的に実施する仕組みにはなっていないものと考えられる。</p>	<p>清掃工場における自己搬入受入時の留意事項（受入基準・方法など）を徹底するため、平成28年6月に、廃棄物施設課から各清掃工場受入れ対応員に対し、搬入物検査時に利用するマニュアルを改めて周知した。</p> <p>清掃工場においては、一般廃棄物か産業廃棄物かの判断に迷う場合、産業廃棄物指導課へ確認を行うとともに、清掃工場への不適正搬入案件のうち工場長が必要と認めた案件については、産業廃棄物発見時には廃棄物施設課及び産業廃棄物指導課へ、一般廃棄物ではあるが受入基準を満たさない物の発見時には廃棄物施設課及び収集業務課へ情報提供を行っている。</p> <p>また、廃棄物施設課等の各関係課及び各清掃工場がより連携してごみの適正排出の推進に取り組むため、平成29年4月から、清掃工場への産業廃棄物の自己搬入についての情報を、庁内のネットワークを利用して共有し、事例を積み重ねることとしている。</p> <p>なお、情報提供があった不適正搬入案件については、必要に応じ排出事業者に対し、持ち込みのあったごみの種類に応じて適正排出指導の役割を明確に分け対応している。具体的には、産業廃棄物については産業廃棄物指導課から処分方法や排出事業者の法的責任などの説明及び指導、一般廃棄物については収集業務課から清掃工場における受入れ可能な性状（サイズ等）の説明及び指導を行っている。</p>

さらに、産業廃棄物指導課では事業者に対する産業廃棄物の適正排出指導を担っているが、産業廃棄物に関しては収集業務課事業系廃棄物班による清掃工場での適正排出指導と役割が重複しており、責任の所在が曖昧になっているものと考えられる。

ごみ排出量の削減及び適正排出の推進のために、本庁所管課及び各清掃工場等が有機的な連携をとり、清掃工場への搬入不適物を発見し、適正搬入に向けて、現在の仕組みを再度見直されたい。

具体的には、廃棄物施設課施設維持班においては、ごみ処理区分の適切性など、搬入物検査にあたって留意すべき事項を各清掃工場へ周知徹底することが求められる。そして、搬入物検査によって発見された処理不適物について、産業廃棄物指導課事業所班又は収集業務課事業系廃棄物班が排出事業者へ指導する上で、適時に必要十分な情報を提供することが求められる。

他方で、産業廃棄物指導課事業所班と収集業務課事業系廃棄物班は、廃棄物施設課施設維持班の検査及びその結果報告内容に関して、適時に精査することが求められる。また、産業廃棄物指導課事業所班と収集業務課事業系廃棄物班においては、廃棄物施設課施設維持班から入手した情報に基づき、処理不適物の排出業者に対して適時に適切な指導を行うことが求められる。さらに、産業廃棄物の適正排出指導について、産業廃棄物指導課事業所班と収集業務課事業系廃棄物班との間でその役割が重複し、調整を要するものと考えられるため、各課の所掌事務の分担を前提として、責任の所在を明確にし、事業者への適正排出指導の実効性を高めていくことが求められる。